

重ナル役	員ノ所	住氏名	生年	月職	業略	歴
府下下流谷一八二田番地 常任委員 松岡 駒吉 明治廿八年四月生	郷里ニ於テハ學校卒業後約一年 商業ニ従事明治三十一年前十四日 舞鶴造船所造船部機械工員 トナリ明治四十二年五月同廠ヲ終シ 今年四月大阪山崎工場ニ於テ 旋盤工トナリ今年二月歸職 今年三月舞鶴山崎工場ニ於テ 手トナリ今年四月同工場ニ於テ シ今年九月空襲日本製鋼所職工 トナリ今年三月歸職今時ニ友 愛會ニ入り大阪支部ニ在リ 七年四月會計部ニ在リ今年九 月四日より會計部ニ在リ今年 年一月三十日より事業會計トシ今年 に至リ	山本 懸藏 明治廿八年二月生 高等小學一年修業後十五年一時ヨリ 機械工トシテ各所ヲ轉々シ今年四月 日本機械製作所職工トナリ今年八月 十月歸職後無職ニシテ今日に至リ	麻布区林町一八三番地 常任委員 内田 藤七 明治十九年十二月生	郷里ニ於テハ高等小學卒業後上京明治四十年 築地海軍造船所職工トナリ今年十月九 日歸職今年全月十日日本電気株式会社 職工トナリ今日に至リ 府下下流谷一八二五番地 書記 福岡 金次郎 明治十九年三月生	明治四十三年三月石川縣師範學校附屬高等 科二年修業後今年八月より今年七月迄 職工トシテ新竹ヲ轉々シ今年八月府下大 崎町電氣製作所職工トナリ 今年八月歸職今年十月十五日友 會に入社後今年十月九日九月六日 組織變更ノ結果今年十月三日日本 電氣製作所職工トナリ今日に至リ	

関東労働同盟會々則

第一章 總則

- 第一條 本會ハ関東労働同盟會ト稱ス
- 第二條 本會ハ東京市及其附近ニ於ケル日本労働總同盟加盟ノ団体ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ加盟団体ノ連絡ヲ計リ協力一致實ヲ擧クルヲ以テ目的トス
- 第四條 本規約ハ代議員會ニ於テ三分之二以上ノ賛成アル場合之ヲ變更スルコトヲ得
- 第五條 事務所ハ當分ノ内總同盟本部内ニ置テ

第二章 機関

- 第六條 本會ノ機關ヲ分チテ左ノ二種トス
 - (一) 代議員會
 - (二) 常任委員會
- (一) 代議員會決議ハ常任委員之ヲ執行ス
- (二) 代議員ハ加盟団体代表者及組合員五十名未満及以上ニシテ其數ニ一名ヲ選出スルモノトス
- (三) 常任委員ハ代議員會ニ於テ五名ヲ互選スルモノトス
- (四) 會計ハ常任委員中ヨリ之ヲ互選スルモノトス
- (五) 會計検査役ハ代議員中ヨリ三名ヲ互選スルモノトス

第三章 會計

第七條 本會ノ會計ハ毎月各加盟団体所屬組合員數ニ應ヒテ起程ノ金額ヲ把握スルモノトス